

かも先生の特別支援教育だより



○福祉サービスとの連携は大切



近年、地域でも増えてきた「放課後等デイサービス事業所」。支援を必要とする子どもたちが放課後や学校が休みの休日に利用しています。「放課後等デイサービス事業所」とは、どのような所なのでしょう。また、教育と福祉が連携する必要性について考えていきたいと思います。

放課後等デイサービスは、平成24年度に児童福祉法に位置づけられた新たな支援で、「授業の終了後又は休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する」（厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より一部抜粋）とあります。つまり、放課後等デイサービス事業所は、支援が必要な子どもに対して発達の支援を行っており、その保護者に対しても子育てのサポートをしている所なのです。そして、一人一人の子どもについて、支援計画等を作成し、それに基づいて支援を行っています。

特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室に通う子どもたちは、学校でも個別の教育支援計画に基づき、それぞれ支援を受けながら日々学習しています。

～とある学校でのお話～

小学4年生のAさんは、地元の小学校の特別支援学級に在籍しています。放課後はB事業所の放課後等デイサービスを利用しています。小学校では個別の教育支援計画を作成し、日常生活に必要な漢字の読み書きや計算などの学習を進めています。また、B事業所でも個別の支援計画を作成し、手先が不器用なAさんに、手指の巧緻性を養うため、作業療法士さんと手先を使った活動をしています。

ある日、学校でプリント類をひもで縛る活動をしているとき、Aさんが「B事業所でリボン結びの練習をしよるんよ。」と言いました。そこで、担任の先生は保護者の方を介して事業所と連絡を取り合い、学校でもひもで縛る活動にリボン結びを取り入れることにしました。Aさんは、繰り返し活動するうちに、リボン結びが上手にできるようになりました。

(このお話はフィクションです)

Aさんの成長に合わせて、小学校(教育機関)と事業所(福祉機関)がそれぞれ支援を行っていますが、このようにお互いが連携し、Aさんの目指す将来像に向けて協力し合えると良いですね。本校でも、児童生徒が利用している放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所(対象の児・者が相談したり、サービスの利用等について支援してくれる所)と連携し、支援方法や学校での様子、事業所での様子等について共通理解を図り、よりよい支援につなげていけるよう取り組んでいます。巡回相談員も連携のお手伝いができればと考えていますので、連携の進め方等について、いつでもご相談ください。